

高知県行政書士会会長 様

高知市農業委員会  
会長 大野 哲



鏡・土佐山地区における農地を取得する際の要件の変更について(通知)

当農業委員会の業務につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、この度、高知市農業委員会では、農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積（別段の面積）として、下記のとおり定めることといたしました。

この変更により、下記の施行日以降、鏡・土佐山地区で農地の権利を取得する場合の農地法第3条第1項の許可申請では、譲受人が農地の権利取得後に耕作の事業に供するべき農地等の面積が、10アール（1,000㎡）以上となります。

また、高知市内のそれ以外の地区の場合には、従前と同様に40アール（4,000㎡）以上の経営農地面積が必要です。

つきましては、貴会の会員の皆様へのご周知につきまして、ご協力をお願い申し上げますとともに、引き続き当農業委員会の業務についてご支援を賜りますようお願いいたします。

記

1 農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積（別段の面積）

地区名	面積
鏡・土佐山地区	10アール（1,000㎡）
鏡・土佐山地区以外の地区	40アール（4,000㎡）

2 施行日 令和元年10月1日（火）

お問い合わせ先

〒780-8571

高知市鷹匠町二丁目1-43

高知市農業委員会事務局

TEL 088-823-9484

FAX 088-823-9031